平成２４年（フ）第３２０号
宮城県宮城郡利府町花園１丁目19番地２
破産者　松岡　理沙
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３９１号
仙台市青葉区中江２丁目14番２―224号
破産者　橘　　雄二
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
栃木県足利市助戸仲町823番地３
破産者　出嶋　吉郎
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第５１号
栃木県足利市借宿町61番地２、前住所栃木県足利市南大町1155番地４
破産者　小暮　幸二
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第５２号
栃木県足利市借宿町61番地２、前住所栃木県足利市南大町1155番地４
破産者　小暮実千代
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第５４号
栃木県足利市本城１丁目1495番地アメニティライフ３号棟201、前住所栃木県足利市西宮町2880番地12
破産者　中野　寿江
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２７５号
埼玉県草加市草加３丁目４番32号
破産者　平田　重春
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４６９号
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地　パークタウン10―201、破産手続開始決定時の住所埼玉県越谷市宮本町５丁目26番地12
破産者　境　　浩志
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
東京都葛飾区亀有２丁目18番19号
破産者　増田　宣雄
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
埼玉県草加市氷川町1480番地１　野嶋アパート201号
破産者　松浦小百合
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
埼玉県春日部市下蛭田232番地１　アクティブホソイＡ―203号
破産者　渡邊　　真
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
埼玉県越谷市瓦曽根３丁目６番50号　コーポ和田203
破産者　山下るみ子
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２６９号
埼玉県草加市遊馬町655番地
破産者　浅倉　　修
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
埼玉県春日部市上蛭田67番地１　エテルノ豊春102、旧住所埼玉県川口市大字小谷場873番地
破産者　高橋　豪志
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７０１号
新潟市西区木場2410番地
破産者　大縫　　勲
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９２号
新潟市中央区豊照町2483番地　内山アパート
破産者　清野　初枝
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９６号
新潟市北区川西３丁目７番28号
破産者　松山　文江
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３７号
新潟市中央区姥ヶ山４丁目７番48号
破産者　田村　順子
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４７号
金沢市高尾台１丁目12番地
破産者　川端　孝幸
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１７２号
石川県白山市村井東１丁目６番地１　村井団地県営住宅１号棟１号室
破産者　山本　堅密
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所